

52.11月10日



# かたの

## 172

### 市の人口

(10月末現在)

人口	57,323人	出生	97人
男	28,893人	死亡	14人
女	28,430人	転入	447人
世帯数	16,031	転出	247人

### 10月の火災と救急

火災件数	2	救急件数	83
------	---	------	----

交野市役所総務部 (92)0121



代官屋敷(府指定重要文化財)—北田騰造家住宅



# 法律から恋愛の

# 生活の身近な問題

## 今月のもくじ

生活の身近な問題に  
市の各種相談……………2・3  
同和問題と私たち  
人権週間12月4日～10日……………4  
コミュニティづくりのための  
基礎調査(その3)……………5

訪中見聞録……………6・7  
国民年金に加入を  
第4回議会定例会  
正・副議長さま……………8  
市民体育大会……………9  
秋の全国火災予防運動……………10  
税を知る週間はじまる……………11  
カメラアングル  
おしらせ……………12・13  
体育文化センターだより……………14

## 表紙

府指定重要文化財

代官屋敷―北田騰造家住宅

市民の広場  
おしらせコーナー……………15

相談名	場所	開設時間	相談内容
市民相談	市役所1階 市民相談室	毎日午前9時～午後5時 (休日と土曜日の 午後を除く)	市の行っている仕事についての相談や、意見要望のほか、日常の諸問題について必要に応じて関係先と連絡をして、できるだけアドバイスします。
無料 法律相談	福祉センター	毎月第1、3木曜日 午後1時～3時 (人数制限あり)	日常生活の中で起こった法律上の民事問題や交通事故の相談を弁護士が応じます。 (電話や、市外の人、また調停、訴訟中の 事件は受け付けません。)
行政相談	福祉センター	毎月第2水曜日 午後1時～4時	国や府の仕事についての苦情などについて、行政相談委員が相談に応じています。
税の相談	福祉センター	毎月第3木曜日 午後1時～4時	税法の解釈および適用、申告および申請の手続、その他税務一般に関する相談に国税局税務相談員が相談に応じています。
人権相談	福祉センターまたは 星田市民センター	毎月第3木曜日 午後1時～4時	あらゆる人権侵犯問題について、人権擁護委員が相談に応じています。
交通事故 無料相談	福祉センター	毎月第2火曜日 午前10時～午後4時 (受け付けは、午 後3時まで)	交通事故の法規や損害賠償手続き等の問題について、交通事故相談員が相談に応じています。なお、当事者間の示談のあっせんはできません。 (電話や、市外の人、また調停、訴訟中の 事件は受け付けません。)
園芸相談	市役所2階 緑地保全課	毎月第4木曜日 午後1時～4時	園芸植物の栽培管理の全般的な問題。繁殖、施肥、病害虫診断および対策、整枝、せん定植栽樹種の選定相談。植物のあっせんおよび造園業者の紹介。
乳幼児 健康相談	保健センター 星田 市民センター	毎月第2火曜日 午後1時30分～3時 毎月第4火曜日 午後1時30分～3時	3か月児を対象に、体重や身長、栄養状態等の内科検診を行い、乳幼児の健康管理について指導、相談に応じています。
保健 婦談	保健センター	毎月第1、3火曜日 午後1時30分～3時	成人病、養育指導、健康管理等について、保健婦が健康上の指導と相談に応じています。
教育 相談日	福祉センター	毎月第2金曜日 午後2時～4時 (予め連絡をして ください。時間 を指定します。)	小、中学生の養育上の問題、たとえば言語発音不明瞭等や養護学級への入級のこと。情緒不安定、学校ごらい、その他教育の上で困っておられることについて相談に応じています。
家庭 児童相談	福祉事務所	毎週火、木曜日 午前10時～午後3時	あすなろ園(心身障害児通園施設)への入園相談 その他家庭における児童のしつけ等の相談に応じています。
児童相談	福祉事務所	毎週木曜日 午前10時～午後2時	家庭の事情および養育できない子供、肢体不自由等の障害をもった子供の非行、登校拒否等の問題等、子供の発達としつけ養育について児童福祉司が相談に応じています。

私部地区を散歩すると、市役所から東南方向に大変豪壮な構えの屋敷が目につきます。

この屋敷は、北田騰造家(私部三三七番地)が所有されているもので、府下においても数少ない代官屋敷の一つです。

北田家は、中世末からこの地方きつての豪族として知られ、江戸中期ごろから旗本畠山家の代官を

つとめていたと伝えられています。この建物は、江戸時代中期の元禄十一年(一六九八年)から享保十九年(一七三四年)の間に建てられたもので、当時の建築様式の勇壮さを今に伝えています。

このような建物は、そのほとんどが戦災にあたり、あまりの大きいため時代の流れにたえきれずその姿を消してしまいました。

そんな中で、本市にその豪壮な雄姿を残していることは大変貴重な文化遺産といえるでしょう。

そのため、昭和四十九年三月、府の文化財保護条例に基づき有形文化財の指定をうけました。

なお、この代官屋敷を見学したい人は、本市社会教育課(体育文化センター内、☎九二一七七二)まで申し込んでください。

訪中見聞録……………6・7  
国民年金に加入を  
第4回議会定例会  
正・副議長さま……………8  
市民体育大会……………9  
秋の全国火災予防運動……………10  
税を知る週間はじまる……………11  
カメラアングル  
おしらせ……………12・13  
体育文化センターだより……………14

# 同和問題と私たち

## 私たちの人権と同和問題 (二)

基本的人権を獲得するまでには過去多くの人たちが闘争を続けてきました。そして、その闘争が実を結び、憲法自身が基本的人権を保障するようになりました。しかし、憲法で保障されているはずの「基本的人権」が「いわれなき差別」のために無視され、そのため現在も闘っていることをご存じですか。先月号では、基本的人権とは何かということについて学習しました。

### 基本的人権の成立と

#### その流れ

#### 過去二世紀にわたる世界史の産物

基本的人権の思想は、ジョン・ロック（イギリスの哲学者・政治家思想家）にはじまる十八世紀の自由主義的国家観あるいは国民民主権論が基礎となっています。

この基本権の内容が人権宣言として具体化されるのは、一七七六年六月の北アメリカのバージニア州の憲法においてであり、同年のアメリカ独立宣言、そして一七八九年のフランス人権宣言（人および市民の権利宣言）に受け継がれてきてからだとされています。

アメリカ独立宣言には、「すべての人間は平等に造られている。彼らは創造主によって一定の譲ることのできない権利を与えられている。これらの権利のうちには、生命・自由・幸福の追求が含まれる。」と示されています。

また、フランス人権宣言において

の理念にもとづいたものであり、人身の自由、言論の自由あるいは信教の自由を中心とする自由権的基本権を内容とするものでした。

この自由権の効力的な保障をさらに確保するために、民主主義的要請にもとづいて国民みずから国政に参与する参政権を含むようになったのです。

こうして、十八、十九世紀を通じて作られた諸国の人権宣言は、自由権と参政権を保障する内容となつたのです。

しかし、自由主義社会における

### 基本的人権の保障や 平和主義が国民民主権の前提に

我が国では、明治になるまで人権という考え方はありませんでした。

人間を尊重するとか、人間を大切にするという考え方はありましたが、人間があらゆる価値の根源であるといった思想はなく、また人間の価値は平等であるといったものもありませんでした。

明治になって、維新にともなう諸改革の一環として、四民平等あるいは解放令の発布、人身売買の禁止など民主主義的改革はなされたのですが、それらはいずれも十分なものではなかった。

一八九〇年（明治二十三年）十一月二十九日に施行された明治憲

資本主義経済の進展は、自由な市場に経済的、社会的な不平等をもたらすことになり、「人権に値する生活」を確保するために、国家が国民の生活と福祉に対する配慮を積極的に行うべきであるという福祉国家の理念が高まってきました。

そこで、二十世紀にはいると、第一次世界大戦後に、自由権的基本権とならんで社会権的基本権が憲法に明文化されるようになり、その最初のものが一九一九年のドイツ共和国憲法（ワイマール憲法）です。

このように、基本的人権の思想は、過去二世紀にわたる世界史の産物にほかならないといえます。

法において、第二章「臣民権利義務」として、人権に関する規定がおかれています。

これは、我が国の最初の人権宣言ではありますが、「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印刷集会及結社ノ自由ヲ有ス」（第二十九条）という条文にもみられるように、憲法自身で基本的人権保障の限度を定めず、「法律の定める範囲内」で臣民の権利・義務を認めており、人は生まれながらにして基本的人権を享有するという考え方に立つものではありませんでした。

したがって、戦時下において、言論・出版・集会などの権利がほ

とんどゼロにひとくまで制限されるにいたつたのです。

さて、戦後、日本国憲法は一九四七年（昭和二十二年）五月三日に施行されました。

その前文および第九条「戦争の放棄、軍備および交戦権の否認」で、世界に類のない平和主義を宣言しました。

平和は、基本的人権尊重の基盤となるのですが、この平和主義とともに、近代的な人権の概念が数多く織り込まれました。

思想および良心の自由、一切の表現の自由、学問の自由など、いわゆる自由権的基本権に属するものが増加したほか、生存権などいわゆる社会権的基本権が新たに規定され、また、婦人の参政権が保障

されるなど人権保障が著しく拡充されました。

もう一つ重要な点は、明治憲法が第一条において「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とするように入皇主権の建前がとられていたが、現憲法では国民民主権の原理を明らかにし、根本的な改正が行われていることです。

まず、前文において主権が国民に存することを宣言し、これを人類普遍の原理であることを明らかにしており、またこの思想は、憲法の全文にしみわたっています。

国民民主権は先の平和主義や基本的人権を支えるものであるとともに、逆に、基本的人権の保障や平和主義が国民民主権の前提ともなっているといえるでしょう。

十二月十日は「世界人権デー」四日から十日は人権週間です。本年は、「人権の共存」明るい近隣関係を築こう

この機会に「正しい人権」とは何か、また、明るい近隣関係を築くにはどうすればよいか考えてみましょう。

私たち国民は基本的人権として平等に、しあわせに生きる権利をもっています。ところが、このあたりま

えの権利を、不当にもおびやかされている現実が、私たちの日常生活の中にかくさんあります。たとえば、封建的な人間関係や

### 12月4日～10日 人権週間 明るい近隣関係を築こう

そのなかでも、とくに部落差別の解消は、早急に解決を図らなければならぬ問題であり、国民一人ひとりに課せられた課題です。

また、婦人の地位向上についても、我が国の現状では、男女平等に立脚した社会環境が実現されているとはいえません。

この機会に、すべての人々が、積極的にこれらの問題に心を向け平等の理念に徹し、誤った認識を改め、差別のない明るい社会を実現するために努力しましょう。

### 定住意識

# 「交野に住みつづけたい」は60.5%

## コミュニティづくりのための基礎調査(その3)

「コミュニティ(地域社会)づくりの基礎調査結果の第三回目として、今月は「今後の居住についての意見と市民意識」について、その概要を紹介いたします。この調査は、本市が今後コミュニティづくりをすすめていくうえで、その基礎資料を得るため行われました。

市内を三百三十地区に分け、年齢別、性別に一地区一人、三百三十人を選び、そのうち二百六十人より回答を得ました。

## 若い年代になるほど 定住意識は低下

「これかいます。年別では、「四十～四十九歳」の年代で、「住みつづけたい」と答えた人が七割を越え、「六十歳以上」については八十五%にも達していません。

これに対し、「二十九歳以下」では、「住みつづけたい」と答えた人が四十一%と半数以下となっています。

若い年代になるほど定住意識が少しづつ低くなってきているのがわかります。

定着時期別にみますと、各定着時期別とも「住みつづけたい」が半数以上となっていますが、「昭和終戦前」では九十%、「昭和二十年八月～二十五年」は百分の人が「住みつづけたい」と答えています。

職業別では、あまり差はありませんが、「農林漁業」の職業の人々では「住みつづけたい」が百分となっています。

### 引越したい理由 主な原因は 住宅問題

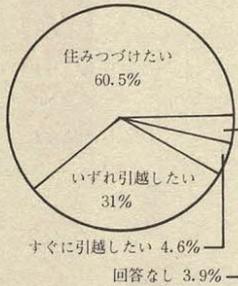
住宅形態別にみますと、「戸建」「二戸建」に住んでいる人々では「住みつづけたい」と答えた人が六割をこえているのに対し、「長屋」「共同」「中高層アパート」では三割台となっています。

そこで、「すぐにも引越したい」「いずれ引越したい」と答えた九十三人に対し、引越したい理由の主なものを二つ答えてもらった結果をみてみますと、「家が狭い」が五十%と最も多くなっています。

ついで、「借家だからマイホームがほしい」三十五%、「交通の便が悪い」二十七%などが主な理由となっています。

「引越したい」と考えている人々にとつて、住宅問題が主要なものと

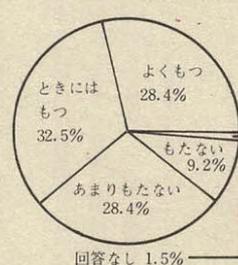
図Ⅰ 定住意識調査結果



のとなつて「引越したい」を考えている人々がどこへ引越したいかを聞いた結果をみますと、「交野市内の他の場所」と答えた人が一番多く、三十四%、ついで「交野市の近隣の市」二十%、「大阪市の近隣市」七%、「大阪市内」六%、「他府県」十四%、「どこへでもよい」十七%となっています。

大都市および周辺の都市への引越しを考えている人は非常に少なくなっています。

図Ⅱ 市民意識調査結果



### 市民意識

## “交野市民だ”と感じる は60.9%

よその市町村の人と話などをされるとき、自分は交野市民だ」といった気持ちをもたれるかどうかを聞いた結果をみますと、「よくもつ」とした人が二十八・四%、「ときに」三十二・五%、「あまりもたない」二十八・四%、「もたない」九・二%となつています。

この調査結果は、「市民意識」調査の場合と非常に似かよった結果となつています。

ふるさと意識を「よくもつ」とした人を、地区別、年齢別、住宅形態別、定着時期別にみますと、地区別では、私部、向井田、行殿、青山地区の四十二%が一番高く、松塚、梅が枝地区の十七%が一番低くなっています。

年齢別では、やはり「二十九歳

十・九%の人が「交野市民だ」と感じています。

「あまりもたない」二十八・四%、「もたない」九・二%となつています。

年齢別にみますと、「よくもつ」と答えた人が多いのは、「六十歳以上」の五十三%、最も少ないのは「二十九歳以下の十六%です」「三十一～五十九歳」までの間で三十%前後であり差はありません。

定着時期別では「昭和二十年八月～昭和二十五年」に定着した人

### ふるさと意識

## 定着時期が遅くなるほど ふるさと意識は低下

「交野を、自分のふるさと」と「第二のふるさと」といった感じを持つことがありますか」と聞いた結果をみますと、「よくもつ」二十九・五%、「ときには」三十二・七%、「あまりもたない」二十八・四%、「もたない」九・二%となつています。

住宅形態別では、「中高層アパート」が八%と一段と低くなっています。

定着時期別では、「昭和終戦前」が五十七%と一番高く、「昭和四十六年以降」の二十一%まで、定着年度が遅くなるにつれて低くなっています。

定着時期と「ふるさと」という特別な感情は非常に密接な関係をもっていることを示しています。

市民意識とふるさと意識では、年齢別、住宅形態別においてかなり高い相関を示しています。

また、市民意識を「よくもつ」と答えた人の「ふるさと意識」が七十四%と高いのに対し、「もたない」と答えた人では、四%と極端に低くなっています。

# 訪中見聞録 (その三)

市長 原田 誠一

## 胥浦人民公社見学

この人民公社は、揚州市と南京市の中程の揚子江下流北岸にあつて、半ば丘陵、半ば平坦地で、降雨が多ければ冠水し、降らなければ干ばつで営農条件が特に悪い地域であつたという。

### ① 規模

面積、百七十八km<sup>2</sup>(交野市の七倍強)  
人口、二万六千人(五千六百世帯)

十三生産大隊と二百一十の生産隊に組織されている。

### ② 農業

「大寨に学んで」、四本の大運河を掘削し、大小千七百か所の水路を造り、六百か所の貯水用ダムを建設して、二十二か所のポンプ場を造つた。

また、二万八千ムー(一ムーは約六・七a)の耕地を新しく整地して造成した。

機械は現在、トラック三台、トラクター八十台、発動機二百四十台、モーター百四、粉碎機七十などで、収穫は解放前の六倍に達しており、農民たちは衣・食・住の

心配がなく、蓄えも持っているという。

この公社では、農民住宅の集団化が進んでおり、煉瓦造り三階の建物が整然と並んでいて、作業場・倉庫などとともに集落している。日本における小団地の外観がある。

### ③ 工業

胥浦人民公社は、七十四か所の工場を経営しており、農機具の修理と部品の製造をする工場のほか電気器械(モーター・電気カンナ)製造工場、石油化学、セメント工場などがある。

### ④ 文化

中学校八校、小学校二十校をもち、就業率は九十八・四%である農業大学をもつ。

医療は、大隊に合作医療ステーションがある。

また、生産大隊には映写隊があり、八台のテレビがあり、有線放送網をもつ。

この人民公社では、主として農地の改良とかがい施設を重点に案内された。

地域の中央部にある丘陵地を切り開いて、耕地を造り出し、その一番高い所に運河が掘られており下の運河から約十五mをポンプ揚水して、一帯に水利する合理的な大改造が行われている。

日本と違って全部が赤土ばかりの広大な土地である。

肥料は、八十%が有機肥料(家畜・人ふん・緑肥・堆肥)、二十%が化学肥料で、我々が見る作がらは素人眼にも肥料不足のようである。

しかしながら解放後二十七年、人口わずか二万六千人の人の力で既に広大な農地が良く整地され改良されており、後は年とともに土地が肥えて、人々の努力によつて生産量の増加が約束されていることが実証されている。

## 無錫市

## 河埭人民公社

この公社の見学では、解放後の中国が土地を解放して共同所有と

し、人民公社を創設して共同作業を行い、収穫は労働力を規準にして分配するという、新しい農業生産組織を編成した経過とともに、その成果を勉強した。

また、この公社の地域は昔からの農村地帯であつて、古い部落構成の農村を、社会主義農業に転換された実例を見学したいと申し入れた私の希望が充足されたこともあつて、ぶしつけな質問も含めて詳細に勉強した。

### 公社の組織と構成

中国では、県または市の下部組織として人民公社がある。政・社合一、すなわち地方における行政上の権力機関であり、生産上の権力機関であると説明された。

日本と同様の行政機関として、一般行政とともに教育・文化を指導する外に、農業・工業・商業を計画し、生産する責任をもつてい

また治安に対する責任をもつとともに、この公社では男女の民兵三千人を訓練している。

① 河埭人民公社は下部組織に七つの生産大隊と、その下部に七十二の生産隊をもつて構成されている。

② 四千五百四十三世帯、人口一万五千二百七十八人、労働者七千六百一人(内婦人は五十五・二%)これは農・工・商・その他すべてを含む。

### 公社の産業

#### ① 農業

野菜の生産二千五百ムー、都市に出荷する。穀類(米・麦)三千五百ムー、自給用のほかは国家に収める。桑畑八百ムー、養蚕。養魚池二千六百ムー、淡水魚を養殖

果樹園と山林七千ムー

#### ② 工業

九つの工場を経営している。

農業機械の修理製造

電気器械(モーター、電気カンナ、クレイン)

工具製造(クギヌキ、ドライバ、ドリル)

石油化学

セメント製造

### 農地の解放と人民公社の誕生

① 見学した生産大隊の区域には解放前には六百五十世帯の人々が居住していた。

地主が九世帯、網元が四世帯で全部の実権を握っていた。

農民は、長期間搾取され続けてきたという。

農民は、「上に瓦一枚なく、下に一寸の土地もない」と表現された。

うち百五十二世帯は、地主の作男であり、百四十五世帯は小作農で営農資金を高利で貸りて苦しんでおり、四十五世帯が娘を売り、十六世帯は流民となつて離散した。

残りは、町の工場で労働していた。

② 一九四九年、解放  
③ 一九五〇年、土地改革が行わ

れて農民に土地を分配された。このときはじめて農民が国家の主になったといわれる。当時の生産は個人経営であつたから、天災には弱かつたので毛主席が農民の組織化をはかり互助組を結成するように指導した。

強制しなかつたので加入しないものもあつたが、一九五四年の洪水によつて互助組の価値が理解されて、全員が参加した。

④ 一九五五年、互助組を初級合作社に拡大統合して、統一的な組織化ができた。

このときの収穫を分配する基準は、各農民がもつ土地の広さ農具の質と量と、労働力とを評価して分配された。

⑤ 一九五六年、高級合作社に移行されて、私有地を全部国家が買収し、農具を買収した。(代金は合作社が年賦で支払う。)

この段階で土地と農具が全部共有の財産になったので、収穫の分配はすべてが労働力によつて分配する基本が確立された。

⑥ 一九五八年、六つの高級合作社を統合して河埭人民公社が誕生して現在にいたつている。

### 現在の農業経営の実態

① 社員の収入(農業労働者の場合)  
強い労働力をもつもの、年間六百円  
平均 年間四百八十円  
弱いもの 年間三百二十円  
このほか個人に副業がある。(円の価値は日本の百五十倍)



青浦人民公社水利関係

種、農業、肥料の代金、水利費、修繕料  
 ④農業税……一・四九%  
 国家に収める一九五六年に定められて、増産しても増額されない。  
 ⑤再生産のための費用……九・九三%  
 水利改善のための建設費、機械、農具の拡充などの生

産向上のための費用  
 ③公益金……三・九%  
 福祉の充実(医療・衛生・弱者救済)  
 ⑥備貯基金……〇・五六%  
 戦争と災害に備えて積立てる。  
 総収入から①②を差し引いた残りの五八・〇二%が社員収入である。  
 まず、主食の米穀を年齢別に定めた基準量によって、現物支給される。(一人平均もみ二百九十kg) 残りを現金で、前記点数によって分配される。  
 その分配金は、現在の農業経営の実態の①の社員収入である。  
 また、現物支給と金銭による分配は十%対九十%である。  
 以上の説明のあとで公社の責任者は、この公社制度を次のように評価した。  
 第一に大規模が大きくなったので機械化が出来る。  
 第二に公衆集團所有、共同経営によって、みんなが豊かな生活ができる。  
 第三に都会と田舎、工と農、男と女の差別をなくした。  
 第四に工・農・商・文・兵の五位一体が実現した。(文と兵は農繁期に農業労働に参加する)  
 社会主義のみが中国を救うものであることを体得した。  
 また、耕作と運搬、かんがいの機械化によって、農民の生活が大変向上した。  
 まじめに怠けることなく働きさえすれば、みんなが飢えることなく安心して暮らせることが説明された。

# 農業革命

河埒人民公社では、農機工場、養魚場、公社病院などを案内された。  
 工場では、旋盤工十四人中七人、フライス盤工三人中二人、研磨盤工二人中二人、鋳物工十人中二人が女性であった。  
 中国における男女同権は、権利ばかりでなくて、義務においてもすべて同権が実行されていることが印象に残る。  
 病院は、三階の煉瓦造りで、内科・外科・産科・小児科のほか針灸科があり、盲腸程度の手術が出来るし、入院も出来る。  
 見学の時刻には、ちょうど子供連れの患者が七、八人小児科で診療を待っている反面、針灸の治療室には先生一人だけで、患者の姿が無かった。  
 河埒人民公社は、解放前の古い農村地域で、日本のように広い耕地のそれぞれの中央部に、農家集落が発生したような田舎町を、人民公社に編成されたものである。  
 農業を解放して、集團所有と共同作業を制度化するとともに、余剰労働力を対象にして計画的に工場を建設し、漁業、養蚕、果樹栽培など多角経営を取り入れた近代化的な人民公社であった。

中国は農業を大切にしている。  
 社会主義経済を確立し、国民経済計画を完成させるためには、重工業の発展が大切であり、重工業が発展してはじめて近代生産の骨組みであり筋肉である機械設備をより多く生産し、農業を含めた国民経済全体を改造し、労働生産性を高めることができる。さらにまた、重工業の発展があつてはじめて、国防を強化し、侵略戦争に對して十分な準備をすることができるとしながらも、「農業を基礎とし、工業を導き手とする」国民経済発展の総方針を制定して、農業、軽工業を優先して国民経済計画をたてることを「毛主席の指示」という形で全国的に確立している。  
 このことは、「もし十分な食糧と、その他の生活必需品がなければ、だいいち労働者を養うことができず、どうして重工業の発展など語ることができよう」という毛主席の言葉が端的に説明している。  
 また毛主席は、農業機械化を推進するために、「まず第一に、戦争に備えなければならない。そのためには、人民も軍隊もまず飯を食はなければならない。着なければならぬ。飯を食ひ、衣物を着てこそ戦争ができる。それでなければ、銃や大砲があつても使ひ道がない」と説得している。  
 そしてまた、アメリカを主軸とする資本主義國群からと、国境を隣接するソ連の双方から、経済封鎖をうけた中国が、「自給自足」と「自力更正」をスローガンにして、国民の団結と努力で嘗々とやり抜く精神力と、八億の大衆を一糸乱れず統制する指導力とは驚嘆のほかはない。  
 主席自身の豊富な農村との接触によって、中国人の誰よりも中国人を知っていることから、「人民軍隊に飯を食わせる」ことの着想が生れ、そして現在の中国に定着されている。  
 いちはやく、八億の人民に飢えることなく食を与えることが、中国を治めることの大前提であることを見抜いた毛主席の活眼であるうか。  
 河埒人民公社の責任者が、「まじめに、怠けることなく働きさえすれば、飢える心配もなく、安心して暮らせる」と、農業革命の成果を評価した言葉が千金の重さをもつて思い起こされる。

- ② 主食(穀類)は年齢に応じて現物で分配される。  
 ③ 住居と副業  
 家は個人所有(無税)、子供が大きくなつて分家するときは公社の許可を得て、定められた区画の土地使用権を許される。  
 居所の近所に自留地(一人当り〇・〇三ムー)の使用権を与えられ野菜など自給する。  
 副業は豚・鶏・アヒル・ウサギ・ヒツジなど。  
 ④ 合作医療制度(無料)  
 病院(公社に二か所)  
 衛生站(二ステーション、生産大隊に二か所)  
 衛生員(各生産隊に派遣されている)

- ① 労働意欲を高め、良く働く者が多くとり怠け者が得をしないように、社員一人一人の労働力を判定し、毎日の実働に参加したそれぞれの評価を点数で表示し、記録して収穫後には総点数によって分配される。  
 一位一十二点(一日)特に強  
 二位一十位 良いもの  
 三位一八位 普通のもの  
 四位一六位 弱いもの  
 技術、労働の強弱、体力の良否で定める。  
 ② 一九七六年、分配の実際(農業生産)、収穫の総量を次の通り配分された。  
 ①生産費……二十六・一%

河埒人民公社では、農機工場、養魚場、公社病院などを案内された。  
 工場では、旋盤工十四人中七人、フライス盤工三人中二人、研磨盤工二人中二人、鋳物工十人中二人が女性であった。  
 中国における男女同権は、権利ばかりでなくて、義務においてもすべて同権が実行されていることが印象に残る。  
 病院は、三階の煉瓦造りで、内科・外科・産科・小児科のほか針灸科があり、盲腸程度の手術が出来るし、入院も出来る。  
 見学の時刻には、ちょうど子供連れの患者が七、八人小児科で診療を待っている反面、針灸の治療室には先生一人だけで、患者の姿が無かった。  
 河埒人民公社は、解放前の古い農村地域で、日本のように広い耕地のそれぞれの中央部に、農家集落が発生したような田舎町を、人民公社に編成されたものである。  
 農業を解放して、集團所有と共同作業を制度化するとともに、余剰労働力を対象にして計画的に工場を建設し、漁業、養蚕、果樹栽培など多角経営を取り入れた近代化的な人民公社であった。

中国は農業を大切にしている。  
 社会主義経済を確立し、国民経済計画を完成させるためには、重工業の発展が大切であり、重工業が発展してはじめて近代生産の骨組みであり筋肉である機械設備をより多く生産し、農業を含めた国民経済全体を改造し、労働生産性を高めることができる。さらにまた、重工業の発展があつてはじめて、国防を強化し、侵略戦争に對して十分な準備をすることができるとしながらも、「農業を基礎とし、工業を導き手とする」国民経済発展の総方針を制定して、農業、軽工業を優先して国民経済計画をたてることを「毛主席の指示」という形で全国的に確立している。  
 このことは、「もし十分な食糧と、その他の生活必需品がなければ、だいいち労働者を養うことができず、どうして重工業の発展など語ることができよう」という毛主席の言葉が端的に説明している。  
 また毛主席は、農業機械化を推進するために、「まず第一に、戦争に備えなければならない。そのためには、人民も軍隊もまず飯を食はなければならない。着なければならぬ。飯を食ひ、衣物を着てこそ戦争ができる。それでなければ、銃や大砲があつても使ひ道がない」と説得している。  
 そしてまた、アメリカを主軸とする資本主義國群からと、国境を隣接するソ連の双方から、経済封鎖をうけた中国が、「自給自足」と「自力更正」をスローガンにして、国民の団結と努力で嘗々とやり抜く精神力と、八億の大衆を一糸乱れず統制する指導力とは驚嘆のほかはない。  
 主席自身の豊富な農村との接触によって、中国人の誰よりも中国人を知っていることから、「人民軍隊に飯を食わせる」ことの着想が生れ、そして現在の中国に定着されている。  
 いちはやく、八億の人民に飢えることなく食を与えることが、中国を治めることの大前提であることを見抜いた毛主席の活眼であるうか。  
 河埒人民公社の責任者が、「まじめに、怠けることなく働きさえすれば、飢える心配もなく、安心して暮らせる」と、農業革命の成果を評価した言葉が千金の重さをもつて思い起こされる。

河埒人民公社では、農機工場、養魚場、公社病院などを案内された。  
 工場では、旋盤工十四人中七人、フライス盤工三人中二人、研磨盤工二人中二人、鋳物工十人中二人が女性であった。  
 中国における男女同権は、権利ばかりでなくて、義務においてもすべて同権が実行されていることが印象に残る。  
 病院は、三階の煉瓦造りで、内科・外科・産科・小児科のほか針灸科があり、盲腸程度の手術が出来るし、入院も出来る。  
 見学の時刻には、ちょうど子供連れの患者が七、八人小児科で診療を待っている反面、針灸の治療室には先生一人だけで、患者の姿が無かった。  
 河埒人民公社は、解放前の古い農村地域で、日本のように広い耕地のそれぞれの中央部に、農家集落が発生したような田舎町を、人民公社に編成されたものである。  
 農業を解放して、集團所有と共同作業を制度化するとともに、余剰労働力を対象にして計画的に工場を建設し、漁業、養蚕、果樹栽培など多角経営を取り入れた近代化的な人民公社であった。

中国は農業を大切にしている。  
 社会主義経済を確立し、国民経済計画を完成させるためには、重工業の発展が大切であり、重工業が発展してはじめて近代生産の骨組みであり筋肉である機械設備をより多く生産し、農業を含めた国民経済全体を改造し、労働生産性を高めることができる。さらにまた、重工業の発展があつてはじめて、国防を強化し、侵略戦争に對して十分な準備をすることができるとしながらも、「農業を基礎とし、工業を導き手とする」国民経済発展の総方針を制定して、農業、軽工業を優先して国民経済計画をたてることを「毛主席の指示」という形で全国的に確立している。  
 このことは、「もし十分な食糧と、その他の生活必需品がなければ、だいいち労働者を養うことができず、どうして重工業の発展など語ることができよう」という毛主席の言葉が端的に説明している。  
 また毛主席は、農業機械化を推進するために、「まず第一に、戦争に備えなければならない。そのためには、人民も軍隊もまず飯を食はなければならない。着なければならぬ。飯を食ひ、衣物を着てこそ戦争ができる。それでなければ、銃や大砲があつても使ひ道がない」と説得している。  
 そしてまた、アメリカを主軸とする資本主義國群からと、国境を隣接するソ連の双方から、経済封鎖をうけた中国が、「自給自足」と「自力更正」をスローガンにして、国民の団結と努力で嘗々とやり抜く精神力と、八億の大衆を一糸乱れず統制する指導力とは驚嘆のほかはない。  
 主席自身の豊富な農村との接触によって、中国人の誰よりも中国人を知っていることから、「人民軍隊に飯を食わせる」ことの着想が生れ、そして現在の中国に定着されている。  
 いちはやく、八億の人民に飢えることなく食を与えることが、中国を治めることの大前提であることを見抜いた毛主席の活眼であるうか。  
 河埒人民公社の責任者が、「まじめに、怠けることなく働きさえすれば、飢える心配もなく、安心して暮らせる」と、農業革命の成果を評価した言葉が千金の重さをもつて思い起こされる。

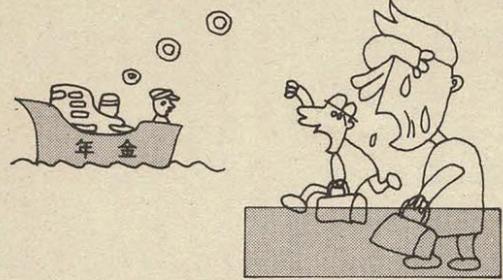
# 十一月は国民年金加入促進月間

## 老後や不慮の事故に備えて 国民年金に加入を

十一月は国民年金加入促進月間です。

国民年金は、厚生年金や共済組合などに加入していない二十歳から五十九歳まで、農業、漁業、商業などの自営業の人、サービス業などの人とその家族を対象とした年金制度です。

老後や不慮の事故などで障害者になったり、母子家庭になったり、父母と死別し遺児になったときなどに年金を支給して生活の安定をはかることを目的としています。国民年金の給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金および寡婦年金があり、このほかに死亡一時金があります。



受ける年金額は、物価の上昇にあわせて自動的に引き上げられるようになっていますので、「目減り」ということはありません。

保険料は、一か月二千二百円ですが、将来より多くの年金を希望される人は、一か月四百円の付加保険料を上積みすることもできます。

また、家計が苦しくて保険料を納められないとか、生活保護を受けている人などのために、任意加入者(サラリーマンの奥さんなど)を除いて保険料が免除される制度もあります。

また、みなさんが納められた保険料は、将来の年金給付の財源として、積み立てられています。

その一部は、加入後の福祉増進のため、国民年金保養センターを設置したり、各市町村が病院、保育所、身体障害者施設、老人福祉施設などを建設するときに役立っております。

このように国民年金は、みなさんのための年金制度です。みんなの力で国民年金を大きく育てましょう。

なお、年金をより理解していただくために、社会保険庁提供による、ききよの健康・あすの年金、を関西テレビ(八チャンネル)で放送しています。

放送は、十二月二十四日まで毎週土曜日午前七時から七時十五分までです。

放送テーマは次の通りです。

十一月十九日―大切な年金の届け出 二十六日―利用しようみなさんの施設です 十二月三日―健康保険のしくみ 十日―健康保険の現状 十七日―年金はあなたが築くもの 二十四日―みんなで作る年金制度。

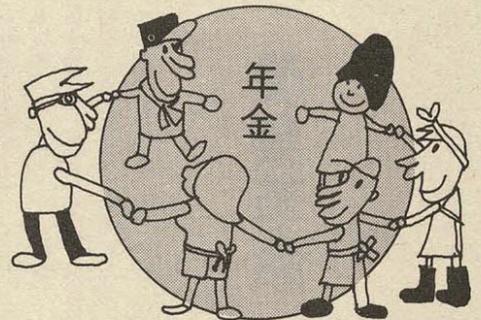
### ―第4回議会定例会―

- 議長に 亥埜良雄氏
- 副議長に 奥西正彦氏
- 監査委員に 板東義雄氏
- 教育委員に 井戸泰雄氏
- 固定資産評価審査委員会委員に 野田庄逸氏

十月十七日に開かれた第四回議会定例会において、議長に亥埜良雄氏、副議長に奥西正彦氏が選出されました。

また十八日には、知識経験者の監査委員に板東義雄氏、議会選出の監査委員に笠井嘉一氏が選任されました。

任期満了に伴う教育委員には、井戸泰雄氏が選任されました。固定資産評価審査委員会委員には野田庄逸氏が選任されました。



副議長 奥西正彦氏



議長 亥埜良雄氏



監査委員 笠井嘉一氏



監査委員 板東義雄氏



固定資産評価審査委員会委員 野田庄逸氏



教育委員 井戸泰雄氏

### 農業委員会委員改選 会長に根本武雄氏

本市農業委員会委員が改選されました。会長に根本武雄氏、副会長に大中政夫氏、新庄彰氏が選出されました。

委員氏名は次のとおりです。(順不同敬称略)

- 大門巖、谷彦次、谷松雄、久保政雄、杉井重雄、門口保男、相馬辰治郎、橋内正二、厚主喜代司、雲川定治郎、山添輝男、西川正雄、新庄勇和、久田安雄、北田騰造、横田重信、善光健、細野勇

### 農地転用には 必ず届出を

農地転用や畑作変更をされる場合、事前に明示、隣地の同意等を得て農業委員会に届出書を提出してください。もし届をされないと、土砂を搬入されても現況へ回復しなければなりません。



### 遊休地の雑草を なくそう

市内のどこどこかの未利用農地(あれ地)等に雑草が繁茂しているのがみうけられます。雑草は野ねずみ、病害虫の発生源ともなりかねません。農産物を守るために、また近隣住民を火災から守るために、今すぐにも除草をおねがいします。

なお、焼却されるときは、日時場所を消防署に届出てください

農地に関する問題、相談などがありましたら委員または事務局(電92-0111)まで。

# 第12回市民体育大会

## たのしい一日でした



▲綱引き……全力をあげてひっぱりました。



▲選手宣誓

第十二回市民体育大会が、さる十月二日、第一中学校グラウンドで行われました。  
秋晴れのもと、二十二地区、約四千人の老若男女が元氣いっぱい競技をくりひろげました。  
以下は、その結果とスナップ写真です。  
一位―星田、二位―行殿、三位―天野が原、四位―郡津、五位―私市山手、六位―森



▲思わず拍手……競技に熱中して応援にも力が入ります。



### 大会スナップ

▶障害物競争：あみがからまって困りました。



▶玉入れ：カゴの位置が非常に高く感じました。



これは同様のものです。  
できればみなさんは、開業している医師か、あるいは病院勤務の医師をぜひ友人にもってください。特にかかりつけの医師とは、できるだけ親しくなるようにしてください。  
そうすれば病気にかった時はもちろん、健康の維持、増進のための生活指導や、食物についての知識なども教えてくれるでしょう。

## 市民のための健康教室(2) 上手な医者のかかり方

枚方市医師会交野支部

一、診察時間を守りましょう。待つのがいやだからと、診察時間の終了間際にかけてたり、時間外ばかりに行くのはやめましょう。  
医師や看護婦も時間がたつと疲れてきて、判断力もぶつてきます。  
特に初診や重症の場合には、検査や他の病院への転送の必要も多いので、診察時間内に早目に行くのが病気を早く治すコツです。  
二、病状は要領よく正確に話しましょう。  
病状は最初に一番重要なことを話してください。  
あまり細かく長々と話すと、すぎるとピンボケになります。  
また医師は法律により患者さんの秘密を守ることになっています。  
どんなことでもかくさず正確に話してください。お願いします。  
（枚方市医師会  
交野支部長 川人潤）

前回は「健康」について考えてみました。  
今回は病気になった場合の「上手な医者のかかり方」について、考えてみることにしましょう。  
一般的に病気にかかった場合、みなさんはまず医師の診察を受けるはずですが、  
しかしみなさんは医師にかかる時、どのような注意をしておられるでしょうか。  
私たちは、物事を解決したり、例えば家を新築したり、修理するような場合、おそくはその道の専門家の力を借りることでしよう。  
一つの物を購入するような場合でも、しばしば助言や協力を受けなければならぬことがあります。  
このような人間関係で一番大切なことは、何よりもまずお互いに相手を理解することではないでしょうか。  
医師と患者の関係もこれと同様のものです。  
できればみなさんは、開業している医師か、あるいは病院勤務の医師をぜひ友人にもってください。特にかかりつけの医師とは、できるだけ親しくなるようにしてください。  
そうすれば病気にかった時はもちろん、健康の維持、増進のための生活指導や、食物についての知識なども教えてくれるでしょう。

# 秋の全国火災予防運動 使う火を消すまで離すな目と心

## 十一月二十六日から十二月二日まで

「秋の全国火災予防運動」は十一月二十六日から十二月二日まで全国いっせいに行われます。

この運動は、火災シーズンを迎えて、市民一人ひとりの防火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を目的としています。

各家庭、職場では次のようなことを心がけてください。

### 家庭

- 1、幼児、老人だけを残して外出することは極力さげよう。
- 2、幼児、老人の安全な避難方法を考えよう。
- 3、就寝前の火の元点検を必ず行う。

昨年度、本市で発生した火災原因を件数順にあげてみますと、一

## 日ごろから防火点検をしましょう

### ちょっととした油断が

## 火災の引き金に

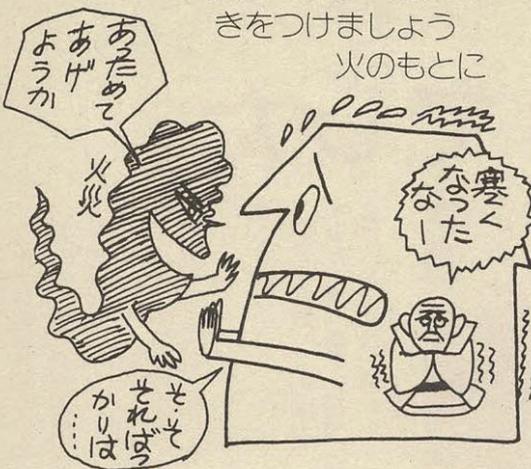
のうちに「油断」という火災の芽を育てているのです。

風呂の空き、二、三子供のマッパによる火遊び、三、慣れる、なまける、失敗するなどが入りまじって発生します。

火災の恐ろしさは、体験して初めて分るといわれます。しかし、わずかな数分であなたの家を……、財産を……、そればかりか生命まで奪ってしまふ火災を体験してからは手おくれです。

そのために、日ごろから

火災シーズンくる  
きをつけましょう  
火のもとに



- 4、寝たばこは、絶対にやめよう
- 5、自分が使う火は、消すまで責任をもち、その都度安全を確認しよう。
- 6、一日一回は、防火について反省しよう。

### 職場

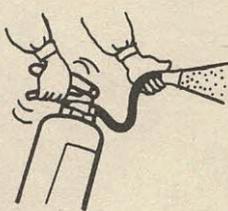
- 1、職場ぐるみで、消火、通報および避難訓練を実施しよう。
- 2、消防用設備等を総点検し、いつでも使えるようにしておこう
- 3、非常口付近や通路には、物を置かないようにしよう。
- 4、職場教育を徹底し、職場の防火意識を高めよう。
- 5、複合用途ビル入居者は共同防火についてお互いに責任を果そう。

### あわ消火器



- 1.ホースをはずし親指で筒先をふさぐ
- 2.筒先を逆さにする
- 3.筒先を火元に向け親指をはずす

### 粉末消火器



- 1.安全ピンをはずす
- 2.ノズルを火に向ける
- 3.レバーを強くにぎる

## 窓内案内



## 市民相談係

市民相談係は、住みよいまちで、市民のみなさん一人ひとりが明るい生活を送っていただきたいと願い、市政に対する陳情

や苦情、要望等についての窓口相談を行っています。みなさんから相談を受けた事柄については、各関係課に連絡をとり回答を行っています。複雑な問題については、協議会等の場を持ち、市民のみなさんと市が一体となって一日も早く解決できるように努力しています。そのほか、市役所以外の機関、国や府の公的機関に対する苦情や相談についても、できるだけ適切な関係先を探して紹介したり、悩みをきいてアドバイスしています。最近では、そのほか、身の上相談も多くなりました。

そうした悩みを解決するため大阪弁護士会と委託契約を結び、月二回、第一と第三木曜日に無料法律相談の場を開設しています。

衣、食、住をはじめわれわれの暮らしに身近な問題について、住みよいまちのまちづくりに努めたいと思っておりますので、みなさんのご協力をお願いします。

日常生活は法律上の問題に直面している事が多いので、色々のアドバイスを受けていただいております。近ごろでは相談される人も多くなりみなさんに大変よろこばれています。また、近所同士のトラブルの相談も多くなりました。こうした問題の中には、ちょっとした心づかい、相手の立場になって考えてみるという事も、大切なことではなからうかと感じさせられることも多いです。地域の中の話し合い、コミュニケーションを良くし、隣り近所の協力が一番大切なことだと思います。

防火意識を忘れることのないよう、に努めなければなりません。

そして、もしも火災が発生したときのために

## 本市消防団が

### 北河内支部

## ポンプ操作大会で優勝

本市消防団が、さる十月十六日守口市庭窪中学校で行われた、北河内支部ポンプ操作大会で優勝しました。

本市消防団は、八月十日から優勝をめざし、延べ三十回の猛訓練を行い、大会でその成果を発揮し優勝したものです。

出場選手(敬称略)

▽星田分団 指揮者―池埜健介、一番員―大野喜代孝、二番員―平井芳治、三番員―小寺誠、四番員―楠田茂

# 11月11日～17日 税を知る週間 あなたも税金に強くなれる

十一月十一日  
から十七日  
までは「税を  
知る週間」で  
す。

## 税金に強くなるために 「メイコのくらしと税金」を みましょう

この期間、  
みなさんと深  
いつながりの  
ある税金につ  
いて、その仕  
組みや使いみ  
ちなどを正し  
く理解してい  
ただくため、  
「テレビ放送」  
をはじめ、「租  
税教室」など  
いろいろな行  
事を行います。  
わたしたち  
の日常生活と  
いろいろな面  
でかわりあ  
っている税金  
についてもつ  
と関心をもち

ましよう。  
私たちの納めた税金はどのよう  
に使われているのか、この機会に  
振り返ってみてください。

税金 〇十二月三日―税務大  
十―お酒の知識 十七日―妻の  
座と相続税 二十四日―お年寄  
と税金 三十一日―お勝手をき  
いに 〇五十三一年一月七日―レ  
ジャーと税金 十四日―生命保  
税金 二十一日―こんなときは  
の払い戻し 二十八日―住宅の  
与と税金 〇二月四日―障害者  
税金 十一日―こんなときは税  
相談を 十八日―サラリーマン  
の副収入と税金 二十五日―住  
譲渡と税金 〇三月四日―確定  
告と納税 十一日―退職金と税  
金 十八日―もうすぐ一年生 二  
十日―税に不服のあるときは

## 未就業

### 看護婦等の講習会

府ではナースバンク事業の一環  
として、ナースバンク登録者を対  
象に再就職を容易にさせるための  
未就業看護婦等講習会を開きます  
また、未就業看護婦の活用をは  
かるために、一般からの受講生も  
募集しています。

〇とき 十一月二十八日(月)から  
十二月七日(水)まで(ただし、土  
日曜日は除く) 午前九時三十分  
から午後三時三十分まで

〇ところ 府看護研修センター

(大阪府天王寺区筆ヶ崎五〇、大  
阪赤十字病院内)

〇対象 年齢五十五歳未満で保健  
婦、助産婦、看護婦もしくは准看  
護婦の免許を持っており、再就職  
を希望する人

〇定員 五十人

### 将来に大きな安心

#### 小規模企業共済制度

十一月は全国加入促進強調月間

従業員は退職金は今や常識です  
が、事業主でも退職するときにあ  
ります。

#### 〇制度の特色

たとえば、第一線を引退し老後  
を楽しまたい、自分に万一のこと  
があつたとき、経営の都合による  
工場や商店の閉鎖など……いろい  
ろな場合があります。

このような事態にそなえて事業  
主の生活安定をはかる退職金制度  
それが国でつくられた小規模企業  
共済制度です。

掛金は全額所得控除となり、共  
済金は退職所得扱いになります。  
また、一定の資格者には、その  
掛金の範囲内で即日貸付けが受け  
られる貸付制度があります。

問い合わせ先 府商工部振興課  
( ☎ 〇六―941―〇三五一内線二六  
六五 )

### 市内の会社から

#### 通産大臣から 表彰される

さる十月十日、通産産業大臣が  
株式会社加地が表彰されました  
これは、通産省所管の統計調査  
において、昭和四十四年の調査報  
告からその趣旨を理解し、正確か  
つ迅速な報告に努められた功績に  
よるものです。

### 府最低賃金―十月二十一日から 日額 二千四百八十一円

府最低賃金が十月二十一日から  
改正されました。

改正された最低賃金額は、一般  
労働者は一日二千四百八十一円、  
短時間労働者および時間給労働者  
は一時間三百十五円です。

事業主の人は、この最低賃金額  
よりも低い賃金で雇用することは  
できません。

必ず最低賃金を守ってください

また、産業別最低賃金も近々改  
定されます。

問合わせは、労働基準監督署  
または、労働基準局賃金課(大阪  
市東区大手前之町大阪合同庁舎第  
一号館 ☎ 06―942―1622内  
線五一三九)まで。

十一月

二十九日(火)



### 年末調整 説明会

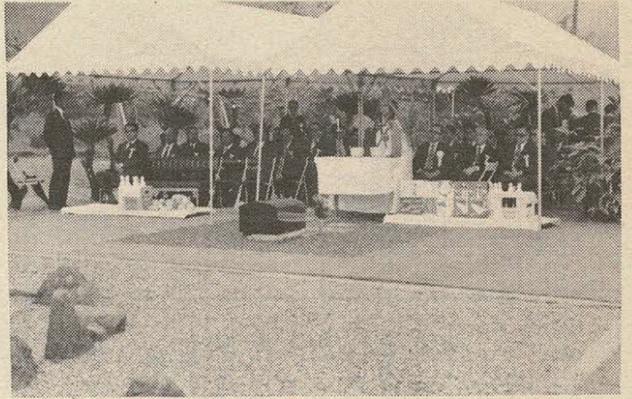
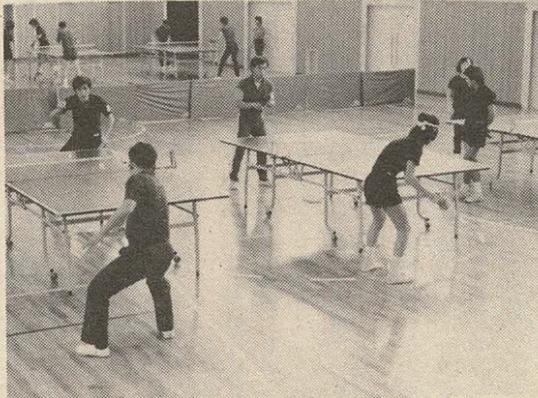
源泉徴収義務者を対象に、年  
末調整の説明会を国、地方庁、  
納税協会の共催で行います。

〇とき 十一月二十九日(火)  
午後一時三十分  
〇ところ 福祉センター

なお当日、五十二年分の年末  
調整関係の諸用紙と、五十三年  
分の諸用紙をお渡ししますので  
必ずご出席ください。

当日都合の悪い人は、十二月  
六日(火)までに税務署へおし  
ください。

白いピン球を追って……10月30日、体育文化センターで市民卓球大会がありました。当日、約40人の男女が参加し、白いピン球を追って右に左に白熱した試合を繰り広げました。



雨の中、しめやかに古墳まつり……関西電力枚方変電所(倉治)東側に変電所の古墳塚があります。この古墳塚は、昭和27年の変電所設置工事の際に発見された古墳群の遺骨を、昭和33年10月にここに移送されています。そして、私たちの先住祖先の霊をまつるため、毎年しめやかに古墳まつりが行われています。(10月8日)

お知らせ

福祉金出張支払日程表

月 日	時 間	場 所
11月17日(木)	10:00~11:30	私市会館
	1:00~2:30	森集会所
	3:00~4:30	星田市民センター
11月18日(金)	10:00~11:30	倉治老人センター
	1:00~2:30	郡津公民館
	3:00~4:30	福祉センター

心身障害者または被爆者で、福祉金の申請をされた人に、左表の日程で出張支払いを行います。福祉金贈与決定通知書と印鑑を持って、最寄りの場所におこしください。なお、当日都合の悪い人は、十

重度障害者(児)に  
給付金を支給  
申請は十一月三十日まで

府では、重度障害者(児)給付金申請書の受け付けを十一月三十日まで行っています。給付金の申請手続きは、九月三十日で一応締め切りでしたが、期限内に申請できなかった人のために再度申請書の受け付けを行うものです。次のいずれかに該当する人は、

- 身体障害者手帳を持ち、一級か二級障害の人。
- 療育手帳の障害程度欄にAの表示がある人。
- 別に定める判定機関で、障害の程度が重度と判定された人。(判定機関の判定書が必要)

福祉金を支払います

一月十九日から三十日までに福祉事務所へおこしください。

国保 被保険者に異動があったときは  
必ず届け出を

国民健康保険は、すべての人がなんらかの健康保険に加入できるようにするためにできた保険です。そのため、職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人または、国立のらい療養所の入所患者以外は、すべての人が国民健康保険に加入しなければなりません。

こんなときは  
必ず届け出を

- ▽国保にはいるとき
- ① 転入してきたとき
- ② 職場の健康保険をやめたとき
- ③ 子供が生まれたとき
- ④ 生活保護を受けなくなったとき

障害者医療証

更新手続き  
済みでしたか

十一月一日から障害者医療証が更新になりました。まだ更新されていない人は、福祉事務所医療福祉係(福祉センター一階)で早く手続きをしてください。手続きの際には、印鑑、保険証、身障手帳または療育手帳、古い医療証を持ってきてください。問い合わせは医療福祉係(☎921-0211内線五〇七)まで。

もし届け出が  
おくれると  
被保険者の異動は、世帯主の届け出によって初めてわかります。そのため、届け出がおくれていると、次のような面で負担が大きくなり困ることになります。

- 一、病気やケガをしたとき保険診療が受けられず、医療費を全額お医者さんの窓口で支払うこととなります。
- 二、届け出がおくれると、保険税はその分さかのぼって納めなければなりませんので、大変な負担がかかります。
- 三、職場の健康保険などに加入したとき、届け出がないと保険税の二重払いになります。

その他、わからないときはすぐ社会課国保係まで問い合わせください。

国保 被保険者証

もう更新  
されましたか

国民健康保険証は十一月一日から水色の新しい保険証にかわりました。

まだ更新手続きの済んでいない人は、今すぐ手続きしてください。更新されないと、診療を受けにくいかれても保険証で受診できません。



移動保健所に373人……四条畷保健所では年に1回、交野市内に移動保健所を開設しています。

今年は、倉治と藤が尾地区に開設され、血液検査や血圧測定、結核検診などを無料で行われました。

次回の予定は来年10月です。(10月24日、藤が尾会館)

わぁーい、焼きいもできたかな……10月21日、あまだのみや幼稚園では、園児みんなで焼きいも大会を行いました。子供たちは、前日に収穫したいもを洗ったり、アルミホイルで包んだり。最初は自分たちの手でつくる焼きいもに心配そうな顔でしたが、一口食べるとみんな満足そうな顔でした。



お知らせ

市内の高血压者とその家族を対象に、高血压教室を行います。日常生活での注意や食生活の指導を行いますので、ぜひおこしください。

とき 十一月二十九日、三十日の二日間で、いずれも午後一時三十分～四時三十分

ところ 保健センター

高血压でお悩みの人  
高血压教室へ

内容 (一日目) 映画、医師による高血压の知識、保健婦による生活指導

(二日目) 栄養士による食事指導、食事診断と個別指導、高血压食一日分献立の展示ならびに試食

費用 無料

主催 四条畷保健所

○ 収集当日は、車を巡回通路に止めないでください。

○ 収集の収集についての問い合わせは環境事業所(☎九二二二四七)まで。

○ 幾野の富士硝子工業(株)ふじみ会から会員慰安旅行費用の残り一万六千九百円。

倉治の松本栄蔵さんから五千円

倉治の新庄幸三郎さんから交野市敬老金五千円を、それぞれ善意銀行に預託していただきました。

また、交野市ボランティア協会から福祉センターへ、座ぶとん四十帖の寄贈と協会のみなさんによって表地も新しく取り替えていただきました。

これらの善意に厚くお礼申し上げます。

- 建築による廃材(木、かわらブロック、土砂、危険物)や、日常収集するものは出さないでください。
- 道路上に出すときは、人や車の通行に支障のないように出してください。
- 年末ごみ収集には絶対に粗大不燃物ごみを出さないように、出されても収集できません。

粗大・不燃物ごみ  
収集します

- 粗大、不燃物ごみとは家電製品、木製家具、自転車、カン、ビン、トタンなどです。
- 粗大、不燃物ごみの収集を①の日程で行います。なお、特に収集作業をスムーズにするため次のことに協力ください。
- ごみは午前中に各地区指定集積場所に出してください。

表① 粗大・不燃物ごみ収集日程表

収集日	地域
11月16日(休)	私部、柴野(第1)、青山、行殿、向井田
11月30日(休)	幾野、郡津、倉治、浜の池、寺
12月7日(休)	松塚、梅が枝、駅前(私部長砂町を含む)
12月14日(休)	藤が尾、妙見坂、森

○上記以外の地域は終わっています。



一般ごみ収集に  
ご協力を

本市では、一般ごみの収集を週二回表②の日程で行っております。

しかし、ごみの収集には市民のみなさんの協力が必要です。

ごみを出すときは次のようなことに気をつけてください。

○ ごみは指定日に、指定場所へごみ容器などに入れて出しましょう。

指定日以外の日にごみを出したり、容器に入れずに出しますと、ごみが散乱して付近の人に迷惑をかけます。

○ 水分のあるもの(台所のごみなど)は、水切りをしてビニール袋に入れてください。

紙袋に入れて出されずと、収集のときに紙袋の底が抜けてごみが出てしまいますのでやめてください。

表② 一般ごみ収集日程表

収集曜日	収集地区
月・木	倉治、郡津、幾野、向井田、松塚寺、青山、行殿、森、浜の池駅前(私部長砂町含む)柴野第1
火・金	私部、私市、天野が原、梅が枝藤が尾、妙見坂、私市山手
水・土	星田、星田山手、南星台、妙見東

善意銀行  
と寄贈

# 体育文化センター

## だより

### ソフト ボール 教室

市内の家庭婦人を対象にソフトボール教室をひらきます。

日時 十一月二十三日、二十七日、十二月四日、十日、十一日、いずれも午前九時から正午まで。

場所 倉治小学校  
定員 先着五十人  
参加費 無料

申込先 社会教育課(体育文化センター内) ☎92-7721まで。

なお、全日程(五回)出席の人には社会教育課から修了書をお渡します。

施設使用日程表

曜日	火	水	木	金	土	日
トレーニング室	A					
	B					
	C					
道場	A					
	B					
	C					
料理教室	A					
	B					
	C					
創作	A					
	B					
	C					
研修室	A					
	B					
	C					
第一会議室	A					
	B					
	C					
第二会議室	A					
	B					
	C					
音楽室	A					
	B					
	C					

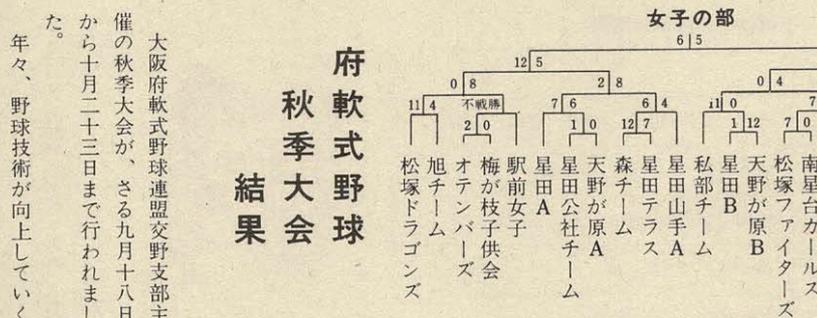
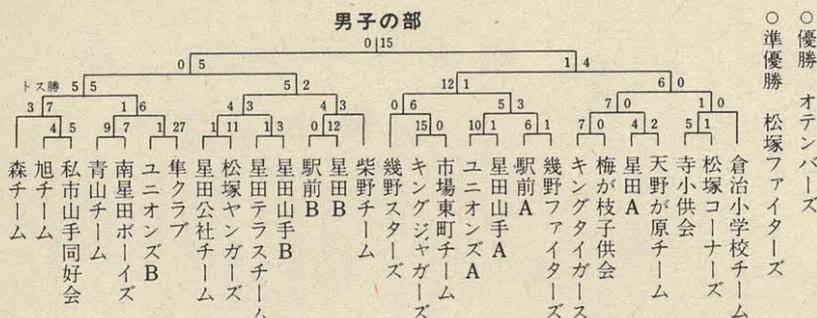
※A部分のみは使用できます。  
※A—午前9:30～12:00 B—午後1:00～4:00 C—午後5:00～9:30  
※施設使用は、5人以上の団体  
※月曜日は休館日

## 第六回チビツ子 ソフトボール大会結果

男子の部  
○優勝 キングタイガース  
○準優勝 松塚ヤンカーズ  
女子の部  
○優勝 オテンバース  
○準優勝 松塚ファイターズ



子供たちでにぎわう児童コーナー(体育文化センター図書室)



## 府軟式野球 秋季大会 結果

大阪府軟式野球連盟交野支部主催の秋季大会が、さる九月十八日から十月二十三日まで行われました。年々、野球技術が向上していき

色づいた柿の実が、抜けるような青空に、映える休日、数十人の参加者の一員として、大変充実した一日を過ごさせていただきました。星田に移り住んで半年余り、美しい自然に囲まれた家並、何げなく通りすがりに見かける石仏、社寺軒下を曲りくねる細い道に、昔日を忍び何となく疑念を感じていました。この度奥野先生のご説明により、その一つ一つに、過去の文化と史実の重みを知り、深い感心を持った次第です。

慈光寺の一石  
十三仏像、寺小屋時代の学習机、薬師寺の千体

光林寺の軒丸瓦に見られる星にまつわる種々の逸話。

小松神社(妙見さん)の巨石信仰。

新宮山の歴史等々、いずれも過去の生活と密着した、信仰がいかに日常生活中重要な部分を占めていたかが伺われました。

日ごろ都会の雑踏に、仕事を求め前を向いて歩むことのみを追われている私にとって、久しぶりに自分の足下を顧みる機会を、与

えられたことに大変意義を感じました。

また、祖先の遺産にしながらに巡り会える喜びと同時に、現代に生きる者の務めとして、大切に次代に引継がれる義務のあることを痛感しました。

無関心派の多い昨今、このよな催しには、まずハイクかたがた家族が参加し、恵まれた地元文化や歴史に接する機会を通じて、お互いの認識を深めると同時に、コミュニケーションの場になるのが望ましい姿かと思えます。

幸にして近隣には尋ね切れぬ程の、遺跡や文化遺産がところどころにあると伺っておりますが、今後このような機会が再々持たれることを楽しみにしております。

皆様も一度是非次の機会には、参加されることをお勧めいたします。

案内私たちのルーツをたどれば日ごろ踏みしめる足下にあるような気がしたのは、私だけではなかったように思えたからです。

結果は次のとおりです。

優勝 オール交野野球クラブ  
準優勝 村野ピクトリー

## 史跡めぐりに参加して



中嶋孝雄

(南星台)



# 俳句

ケルン立つ一つ一つに霧まよふ

森田 啓文

コスモスや心なごむ日なごまぬ日

林 万智子

名月に登天楽を舞い納む

子孫 和子

淀君にゆかりの萩の筆を買う

中村 俊子

銀杏の実たわわに御堂筋暮るる

木村美智子

孫の飼ふ蟋蟀日毎なきまさら

仲西寿美子

菜を間引く老母の声のさわやかに

田中 操

曼珠沙華観光バスは帰路にあり

前川 貞子

# 短歌

庭先に咲きし花々供へきて母の墓前にめいふく祈る

運動会の子も同じユニホーム目で追うわが子はるか遠くに

秋晴の交野団地にロバのパン音楽奏で児どち集むる

供えたる月見団子の数多く食べ切れずして月はかたぶく

木扉の香立つ家に帰り来て夫に従ひ経唱うわれは

晩秋に時をたがえてあやめ咲く唐招提寺の山門の池

奥野 喜子

藤田真佐子

菊井 幽堂

藤原 フク

住江 喜代

森 敏江

手を通す久留米餅のさわやかに

厚主 ナカ

さわやかに合吟山にこだまして

五十嵐春女

退院の人さわやかな声のこし

中野 ちづ

秋の灯や俵を編み父祖のこと

厚主 一江

月天心淀の流れの変るなし

中村 寒波

さわやかや模様替えもし老の部屋

佐藤 花子

呼び鈴を押して待つ間の花芙蓉

大矢 芳子

畦切りて落ちゆく水を見守れる

竹村 拓浪

## 交野俳句会

とき 十二月四日(日)

午後一時から

ところ 福祉センター

兼題 七五三を含む五句

## 壮年(シニア)軟式野球チーム

### 四十歳以上の男性のみなさん

#### 軟式野球をしませんか

十歳以上の会員を募集しています  
若い時にやった草野球の経験を  
体力づくりやストレス解消に生か  
しませんか。

問い合わせは松本(☎92-110-35)まで。

## 交野のむかしをたずねて

### 森・寺編

〇とき 十一月十五日(火)

午前十時から

〇ところ 正行寺(寺地区)

〇講師 奥野平次さん  
〇主催 交野さくらんぼ会民話班  
なお、民話班では、交野の昔話  
を集めています。

古い交野を知っておられる人や  
興味のある人の参加をお待ちして  
おります。

問い合わせは小管(☎91-73-91)まで。



正行寺の石仏

## 悩んでおられる婦人のみなさん

### 無料婦人相談室へ

大阪府婦人会館では、次のよう  
な無料婦人相談室を開いています。

〇法律相談 第三木曜日(午後)

夫婦、家族、財産、その他法律

問題——弁護士山下幸子さん

〇生活相談 毎週土曜日(午前)

婦人のよろず相談——大阪府婦

## みんなの祭り 5万人の広場 大成功におわる



万人の広場は、みなさんの協力で約六万人の参加をえ、成功のうちに無事終わ

さる九  
月十七、  
十八日に  
円もの費用がかかりましたが、み  
なさんの暖かい協力により、約十  
万円が次回に繰越せることになり  
ました。

心からお礼申し上げ、今後も協  
力をおねがいします。

なお、次回の参考にしますので  
意見や感想を、みんなの祭り、五  
万人の広場。実行委員会中田仁公  
(〒576交野市星田二九三三、☎91  
-1131)までお寄せください

## 講演会 私の詩におけるリアリズム

〇とき 十一月二十三日(水)

午後二時から四時まで

〇ところ 枚方市民会館

〇テーマ 「私の詩におけるリア  
リズム」

〇講師 詩人 福中都生子さん

## 日本の伝統人形劇

### 講演と映画

〇日時 十一月二十七日(日)

午後二時から

〇場所 体育文化センター

〇講演 「日本の伝統人形劇」

〇講師 小田又治郎さん

〇映画 「世界の人形劇」

〇会費 無料

〇主催 交野五分野の会

問い合わせは小山繁(☎92-1-137)まで。

3児のお母さん  
詩集  
**「契」**  
ちぎり  
を出版

交野詩話会会員として創作活動  
に励んでおられる柳園千佳子さん  
が十月に詩集「契」を出版されま  
した。

申し込みは著者(藤が尾二の八  
-191402 ☎91-1382-14)  
まで。



# おしらせコーナー

## 各種の 相談



### ▷法律相談

11月17日(木) 12月1日(木) 12月15日(木) 午後1時～3時 福祉センター

### ▷人権相談

11月17日(木) 星田市民センター 12月15日(木) 福祉センター 午後1時～4時

### ▷行政相談

11月19日(土) 私市会館 12月14日(水) 福祉センター 午後1時～4時

### ▷税の相談

11月17日(木) 12月15日(木) 午後1時～4時 福祉センター

### ▷教育相談日

12月9日(金) 午後2時～4時 福祉センター

### ▷交通事故無料相談

12月13日(火) 午前10時～午後3時 福祉センター

### ▷園芸相談

11月24日(木) 午後1時～4時 市役所緑地保全課

### ▷心配ごと相談

毎週水曜日(11月23日は休み) 午後2時～4時 福祉センター

### ▷結婚相談

12月14日(水) 午後1時～4時 福祉センター

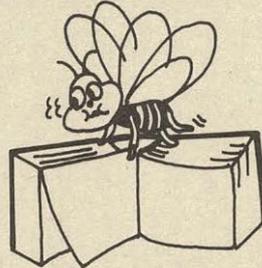
### ▷児童相談

毎週木曜日 午前10時～午後2時 福祉事務所相談室

### ▷家庭児童相談

毎週火・木曜日 午前10時～午後3時  
毎週土曜日 午前10時～正午 福祉事務所相談室

### 自動車文庫ブンブン号の



じゅんかい日

### ▷11月23日(水) 12月7日(水)

10:00～10:45 寺集会所  
11:00～11:45 さくら丘自治会館前  
1:00～2:30 妙見坂3丁目(3-3棟前)  
3:00～4:30 南星台

### ▷11月24日(木) 12月8日(木)

10:00～10:45 倉治法務局官舎  
11:00～11:45 関電枚方変電所南側広場  
1:30～3:00 藤が尾集会所前  
3:30～4:30 青山集会所前

### ▷11月25日(金) 12月9日(金)

1:00～2:00 梅が枝集会所前  
2:30～4:00 岩船小学校前

### ▷11月26日(土) 12月10日(土)

1:00～1:45 水道局前  
2:30～3:30 星田山手  
4:00～4:45 郡津神社

### ▷11月27日(日) 12月11日(日)

10:30～12:00 郡津駅前  
1:30～3:00 私市駅前  
3:30～4:30 妙見口

## 国民健康保険税 出張徴収

### ▷11月28日(月)

9:30～10:30 寺集会所

1:30～3:00 私市会館

### ▷11月29日(火)

9:30～11:00 郡津公民館  
1:30～3:30 星田市民センター

### ▷11月30日(水)

9:30～11:00 教育文化会館  
1:30～3:30 福祉センター

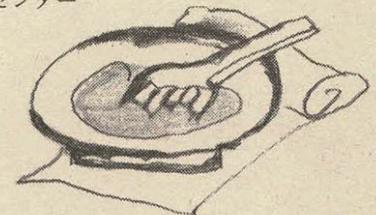
## 保健所だより

### ▷乳児健康相談

対象……3か月児  
持ち物……母子健康手帳、筆記用具  
11月22日(火) 星田市民センター  
12月13日(火) 保健センター  
午後1時30分～3時

### ▷離乳食講習会

12月13日(火) 午後1時30分開講 保健センター



### ▷妊婦教室(3回で1コース)

12月2日(金)……妊娠中の栄養、保健指導。  
12月9日(金)……妊娠中の精神衛生、生理衛生、楽なお産、家族計画。  
12月16日(金)……衣類ともく浴と保育、歯の衛生、質疑応答。

場所……保健センター

時間……いずれも午後1時30分開講

### ▷保健婦相談

11月15日(火) 12月6日(火) 午後1時30分～3時 保健センター

### ▷日曜診療

毎日曜日 午前10時～正午 保健センター

たばこは  
市内で買いましょう

街を自然を美しく

吸いからの  
投げ捨ては  
やめましょう



“おはようマラソン”

家族や仲間といっしょに

走ってみませんか

走ることは健康の第一歩です!

と き 11月20日

(毎月第3日曜日)

午前8時集合

集合場所 ▷私市駅前

▷星田小学校裏門

▷市役所前

